

入札説明書

「県立敷島公園陸上競技場第1種公認更新に伴う物品」の購入に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和7年10月14日（火）

2 入札説明書に関する質問受付期間等

受付期間 令和7年10月14日（火）から令和7年10月17日（金）までの土曜日、日曜日、祝祭日を除く毎日

午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで

受付場所 〒371-0051 群馬県前橋市上細井町2142-1

群馬県前橋土木事務所 総務係

電話 027-234-4224

FAX 027-236-7589

受付方法 FAXまたは直接持参すること。FAXにて送付する場合は上記連絡先に送信した旨の電話をすること。電話による確認が無い場合は受理しない。

回答方法 質問に対する回答は、FAXにより回答する。また、質問及び回答内容については、ぐんま電子入札共同システムにおいて公開する。

3 調達内容

(1) 購入物品 県立敷島公園陸上競技場第1種公認更新に伴う物品

(2) 品質規格 別添仕様書のとおり

(3) 数量 別添仕様書のとおり

(4) 納入場所 群馬県前橋市敷島町66 県立敷島公園内 陸上競技場

(5) 履行期限 契約締結日から令和8年3月27日（金）まで（搬入可能時間：9:00～17:00）

4 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者であって、等級格付区分がAであること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。

(4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。

- (5) 入札日において、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (6) 資格者名簿において、本社又は委任先営業所が群馬県内であること。

5 入札参加資格の確認

- (1) この公告の入札の参加希望者は、4に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次に従い、入札参加申請書及び消費税等に関する課税（免税）事業者届出書（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の有無について、確認を受けなければならない。

なお、申請期限日までに申請書等を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この公告の入札に参加することができない。

提出期間 令和7年10月14日（火）から令和7年10月27日（月）までの土曜日、日曜日、祝祭日を除く毎日 午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで

提出場所 〒371-0051 群馬県前橋市上細井町2142-1
群馬県前橋土木事務所 総務係 電話 027-234-4224

その他 申請書は、持参により提出すること。

- (2) 入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、その結果は令和7年10月28日（火）に書面（電送）により通知する。
- (3) 入札参加資格の確認後であっても、資格の確認を行った日の翌日から開札の時までの期間に、入札参加資格があると認められた者が指名停止措置を受けた場合には、入札参加資格の確認を取り消すとともに、書面によりその旨通知する。
- (4) その他
提出期限日以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

6 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、群馬県に対して入札参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面により、説明を求めることができる。

提出期間 令和7年10月28日（火）から令和7年11月4日（火）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日 午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで

提出場所 〒371-0051 群馬県前橋市上細井町2142-1
群馬県前橋土木事務所 総務係
電話 027-234-4224

- (2) 説明を求められたときは、令和7年11月11日（火）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 入札執行の日時及び場所等

- (1) 入札執行の日時 令和7年10月30日（木）午後2時から
- (2) 入札執行の場所 群馬県前橋市上細井町2142-1
群馬県前橋土木事務所 5階 執務室

8 入札方法等

(1) 入札の方法

本入札は事前に持参する形式での入札とし、令和7年10月30日(木)正午までに群馬県前橋土木事務所に必着とする。

直接持参する際は、群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号)第1条に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時までの間(ただし、正午から午後1時までの間を除く。)に総務係に提出すること。

郵送、電報、ファックス、電話、電子メールその他の方法による入札書の提出は認めない。

(2) 入札書の記載方法等

「第1回」「第2回」のそれぞれについて記載し、必ず2枚提出する。

入札書は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて厳封のうえ、当該中封筒の封皮には氏名等及び「県立敷島公園陸上競技場第1種公認更新に伴う物品購入に係る入札書在中」と、また、表封筒に「県立敷島公園陸上競技場第1種公認更新に伴う物品購入に係る入札書在中」とそれぞれ朱書きしなければならない。その上で厳封し、提出する。その際封筒には入札に付する事項と回数が分かるようにそれぞれ「第1回」

「第2回」と明記すること。

氏名・印影または重要な文字が誤脱している入札書もしくは不明確な入札書は、無効とする。また、入札価格の間違ひは有効な入札書として扱うので特に注意すること。

(3) 入札に際しては、地方自治法(昭和22年法律第67号) 地方自治法施行令、群馬県財務規則の規定を守ること。

(4) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等の規定に抵触する行為をしないこと。

(5) 入札書記載金額について

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 提出した入札書の引き換え又は変更は認めない。

(7) 第1回の入札において落札者がいないときは、第2回目の入札を行うことがある。2回目の入札で落札者がいないときは、随意契約に移行する場合がある。

9 入札保証金 免除

10 契約保証金 免除

11 開札

本入札では、指定期日までの持参により入札書の提出を受け付けるため、原則として、**入札者の立ち会いは不要**とし、該当入札に関係のない県職員を立ち会わせた上で開札を行う。

上記にかかわらず、開札時の立ち会いを希望する場合は事前に連絡を行うこと。

1 2 入札の無効

(1) 次の各号に該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。

入札に参加する資格を有しない者の入札

申請書又は資料に虚偽の記載を行った者のした入札

入札者が同一の入札について、2 以上の入札書を提出したとき。

入札に際し、不正の行為があったとき。

入札書の金額、氏名、印影、又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき。

その他、入札に関する条件に違反したとき。

(2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

1 3 落札者の決定方法

群馬県財務規則第 1 6 9 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 名以上あるときは、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

1 4 契約書の作成

別添、契約書案により、契約書を作成するものとする。

1 5 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 申請書に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。